

広島県告示第十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

令和四年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	光陽建設株式会社 代表取締役 稲葉 明則
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県東広島市黒瀬町津江一八四五番地

二 申請年月日

令和三年三月十七日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ二一七八一番一他

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部東厚生環境事務所環境管理課、呉市環境部環境政策課、呉市市民部郷原市民センター、東広島市生活環境部環境先進都市推進課及び東広島市黒瀬支所地域振興課

2 縦覧期間

令和四年一月十三日から令和四年二月十四日まで。ただし、広島県の休日定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項で準用する同法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三九―〇〇一四 広島県東広島市西条昭和町一三番一〇号 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課

2 意見書の提出期間

令和四年一月十三日から令和四年二月二十八日まで。ただし、広島県の休日を含める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見